NEWS RELEASE

平成28年5月10日14時　資料配布

国土交通省
神戸運輸監理部

配布先
神戸海運記者クラブ

この件に関するお問い合わせ先
神戸運輸監理部　海上安全環境部 首席運航労務監理官　井上　078-321-7058 次席運航労務監理官　岸田

法令に違反した船舶所有者を公表します。

～　船員の安全確保に向けて　～

運航労務監理官は、船員法等上の船員労務官として、船員の労働条件、労働環境の適正な整備並びに船舶の航海の安全の確保等を図るため、船員法等関係法令の遵守について、船舶及び事業場に立入監査を行い、船舶所有者、船員に対し違反等があれば注意喚起・勧告等を行っています。

これらの監査結果については、船員法等関係法令に違反し、行政処分等を受けた船舶等を所有する船舶所有者に対し、行政処分をポイント化し、監査船舶等のポイントが一定以上となった船舶所有者等を公表しております。

この公表は、災害等の防止や注意喚起、法令の遵守及び航海の安全確保等に対する警鐘とすることを目的とする制度であり、今般、該当する船舶所有者等があったことから、平成２７年度第４四半期（平成２８年１月～３月）分として、別紙のとおり公表するとともに、神戸運輸監理部ホームページに掲載（公表から６ヶ月）します。

（参考）過去の公表件数（神戸運輸監理部管内）

平成２７年度第１四半期～第３四半期　０件
平成２１年度～平成２６年度　０件
平成２０年度　１件
平成１９年度　１件
平成１８年度　３件
平成１７年度　４件

船員法等関係法令違反船舶所有者（平成28年1月～ 3月分）

公表年月日	船　名	船　種 又は 業　種	船舶所有者名 （法人にあっては 代表者名）	所　在　地	処分を行った日 又は公表ポイント となった日	行政処分を行った主な理由	行政処分内容等 （条項等）	備　考 （所管局）
平成28年5月10日	甲子丸	曳船	法人番号 （2140001002558） 株式会社丸辰商会 代表取締役 中山　修	神戸市中央区 元町通5-3-4	平成28年3月4日	航海の安全の確保に関する違反等	戒告処分 （船員法１４条の４等）	神戸
平成28年5月10日	第八大福丸	貨物船	法人番号 （1140002051836） 新栄汽船有限会社 代表取締役 小林　憲浩	兵庫県姫路市 家島町真浦132-2	平成28年1月19日	航海の安全の確保に関する違反等	戒告処分 （船員法１４条の４等）	神戸

※公表理由：船員法等の違反に対する累積ポイントが一定ポイント以上となったため。